

ソーシャルメディアサービス利用管理規程

第1条（目的）

この規程は、ソーシャルメディアサービスを利用するに当たり、それを適切に利用すること、その利用に対しての原則等、必要な事項を定めたものである。

第2条（適用）

この規程で定めるソーシャルメディアサービスとは、X（旧ツイッター）、フェイスブック、T i k T o k、Y o u t u b e、ホームページ等に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、J C H O玉造病院の全就業者に適用する。

第4条（基本原則）

就業者は、ソーシャルメディアサービスを利用して情報発信を行う際、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 当院は、透明性と誠実性が重要であると考えており、匿名性の高いソーシャルメディアサービスへの情報の発信は、可能な限り自粛すること。
2. J C H O玉造病院の就業者であることを自覚し、責任を持った情報発信を行うこと。
3. 掲載した内容については、個人的に責任を持つこと。尚、長期間公開されることに留意し、自身のプライバシー保護に努めること。一度インターネット上に公開された情報は、完全には削除できないことに十分留意すること
4. 法令および就業規則に定める服務、情報管理規程等を遵守すること。
5. 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報発信は行わないこと。
6. 使用者および第三者の権利を侵害する情報発信は行わないこと。
7. 業務に関する職員の個人的な状況や意見等の情報（職務上必要な場合を除く）の発信は行わないこと。
8. 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報発信には十分留意すること。
9. 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
10. 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分留意すること。
11. 取り扱う情報は信頼性を確保し、正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。
12. 意図する・しないに関わらず自らが発信した情報により、他者を傷つけたり、誤解

を生じさせた場合、速やかに訂正すること。そして、誠実に対応すると共に、正しく理解されるよう努めること。

13. わいせつな内容を含むホームページ等へのリンクには十分留意すること。
14. 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報には十分留意すること。
15. 違法行為または違法行為をあおる情報発信は行わないこと。
16. 単なる噂や噂を助長させる情報発信には十分留意すること。

第5条（懲戒）

前条に掲げる禁止事項に該当する事実が認められた場合は、就業規則等に基づき厳正な処分を行うこととする。

医療情報システム管理委員会
令和8年1月1日作成